

暫定議題案
第 19 回委員会年次会合に付属する拡大委員会報告書
2012 年 10 月 1 – 4 日
日本、高松市

1. 開会
 - 1.1. 第 19 回委員会会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の確認
 - 1.2. 議題の採択
 - 1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは、会合の公式記録に含まれることになる。電子的コピーを事務局に提出されたい。

 - 1.3.1. メンバー
 - 1.3.2. 協力的非加盟国
 - 1.3.3. オブザーバー
2. 事務局からの報告

事務局長は、過去 1 年間の事務局の活動について報告する。概して、参加者はこの報告書を読んでいるものと見なされ、この議題項目は主に報告書に関するコメント及び質問に当てられる。
3. 財政及び運営

事務局長は、修正された 2012 年予算及び 2013 年予算案について簡潔に概要を説明する。かかる予算の詳細な検討及び他の運営上の事項は、財政運営委員会に付託され、それらは同委員会によって勧告予算案とともに拡大委員会 (EC) に答申される。

 - 3.1. 財政運営委員会からの報告
 - 3.2. 財政問題に関する検討及び予算案の採択
4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバー及び協力的非加盟国は、会合前に、各々の前漁期における漁業活動を報告し、かつ全ての SBT の死亡に関する情報を含む報告書を提出する。参加者は、これらの報告書を既に読んでいるものと見込まれることから、これらは会合では紹介されない。したがって、この議題項目は、報告書に対する質問、意見及びフォローアップの議論のために当てられる。直前に開催された遵守委員会会合で議論された課題については、必ずしも議論する必要はない。

 - 4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

この小議題項目は、メンバーが具体的なプロジェクトについて報告するためのものである。

 - 4.1.1. 市場モニタリング
 - 4.1.2. 豪州 SBT 蓄養事業 (ステレオビデオモニタリングの導入等)
 - 4.1.3. その他

5. 遵守委員会からの報告

遵守委員会の議長は、2012年9月27-29日に開催された同委員会の第7回会合の報告書を紹介する。遵守委員会（CC）は、現行措置の遵守、又は遵守計画及びそれに関連する遵守政策等の課題に関して、ECが検討すべき勧告を行うか又は決議案を策定する可能性がある。

6. 生態学的関連種作業部会からの報告

事務局長は、第9回生態学的関連種作業部会（ERSWG）会合の報告書を紹介する。拡大委員会は、ERSWGからの勧告を検討するよう要請されることとなる。

7. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長は、8月に開催したESC会合の報告書を紹介する。ESC会合は、漁業指標の評価を実施し、新規データソース及びモデルの追加について検討し、最新の科学調査計画について検討し、適宜 SBT 管理勧告を行う。ESC 報告書の紹介の後、質疑が行われる。

8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1.TAC の決定

2012年及び2013年のTAC、並びに2014年のTACの決定プロセスについては、CCSBT18において合意済みである。SBT資源状況に関して想定外の問題が特定されない限り、これらの年のTACについて更に議論する必要はないであろう。

8.2.調査死亡枠

この議題項目において、メンバーは、2013年の国別調査活動に関連する調査死亡枠に対する承認を要請する。

8.3.TAC の配分

2012年から2014年までのTACの配分については、全世界の総漁獲量の配分に関する決議で規定されているとおり、日本への比例配分を除き、既に決定している。CCSBT19では、これらの年の配分量について更に議論する必要はない。しかしながら、会合は、新規メンバーに対する長期的な配分量の取決めのオプションについての検討を要望することは可能である（これはCCSBT戦略計画上のタスクとしてリストアップされている）。

9. CCSBT 戦略計画の実施

戦略計画において2012年中の実施が計画されている多くの事項は、他のCCSBT会合（ERSWG、ESC、CC）によって取り組まれているか、又はこの議題の他の項目に存在する。他では取り扱われていない項目は、括弧内に（同計画に基づく）優先順位を付しつつ下記に列挙する。円滑な議論のため、事務局はこれらの項目に関する文書を用意する。

- メンバーがSBT死亡の全ての発生源に関する正確かつ完全なデータを報告するためのデータ提供規則に合意する（非常に高い）¹
- 事務局に対して、地域漁業管理機関間で調整されるべき業務の機会を特定し、委員会に提出するよう指示する（高い）
- 最新の漁業管理基準が委員会の決定に組み込まれていることを確保するために委員会の決定をレビューする（中程度）
- 発展途上国を支援する。これには以下のものが含まれる。

¹ CCSBT18において、ECは、SBTの死亡に関するデータ又はかかるデータが入手不可能な場合には最善の推定量を提供すること、並びにESCに対して今後の資源評価及びMPの際に、かかる情報を考慮するよう要請することに合意した。この要請を新規及び既存のメンバーに対してより明確に伝えるべく、ECは本件に関する決議を検討することにも合意した。しかしながら、ECは、ニュージーランドが作成した決議案をレビューするための十分な時間を確保することができなかった。CCSBT18は、この決議案を2012年に更に検討すると述べている。

- 途上国のメンバー及び協力的非加盟国とともに作業し、委員会が決定した義務を彼らが満たす上でいかなる分野に対する支援が彼らにとって有益であるか特定する（中程度）
- 支援の提供方法について特定する（中程度）
- 委員会の要求に応じて途上国を支援する計画を策定及び実施する（中程度）
- CCSBT のメンバーシップを REIO まで拡大するための制度を構築する（拡大委員会への参加を検討することも含める）（中程度）²

また EC は、2013 年の実施が計画されている項目でメンバー及び/又は EC による企画立案が必要となる項目についても検討するべきである。これには、次のものが含まれる。委員会のパフォーマンスの定期的なレビュー（5 年ごと）、旗国/漁業主体による国別配分に関する自己評価、必要に応じた漁獲能力に関する是正措置、及び他の船団の過剰漁獲能力による SBT への脅威の評価。

10. 協力的非加盟国

協力的非加盟国のステータスを定めた決議は、拡大委員会に対して実施した活動についてのパフォーマンスに基づき、そのステータスの継続に関する年次レビューを要求している。検討されるべき 3 つの協力的非加盟国は、フィリピン、南アフリカ及びヨーロッパ連合。

11. 非加盟国との関係

この項目は、特定の国に関連する課題を議論するためのものである。CCSBT18 での議論³に基づき、メンバーは、SBT の重要な寄港国又は市場国となっている又はなりそうな国について、それを支持するような背景の情報とともに、遅くとも会合の 6 週間前までに事務局宛宛に通報しなければならない。かかる通報は、事務局から提出される文書に盛り込まれることとなる。

12. Kobe プロセスからの勧告の評価

Kobe³ は、Kobe プロセスが RFMO に対して行った勧告に対するメンバーのレビューを中心とした常設の議題項目を今後の年次会合に設けることを勧告し、CCSBT18 はこれに合意した。Kobe 運営委員会会合における CCSBT からの代表者は、同会合の結果をまとめた文書を紹介し、CCSBT に影響する事項を特定する。

13. 他の機関との活動

13.1. 関心のある会合からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは、関心のある RFMO 会合⁴において CCSBT のオブザーバーとなり、これらのメンバーは関連事項について CCSBT に報告書を提出する。この議題項目において、以下に掲げる事項が実施される。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に報告する
- 2013 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する
- EU による会議「RFMO-将来への適合」⁵についての報告する

² これは CCSBT18 で議論する予定であったが、EC は、REIO の CCSBT への加盟を認めるための考えられる方法を議論する前提として、まずは EU が会合に出席する必要があると考えた。

³ CCSBT18 における決定（パラグラフ 41 の最後の●）は、事務局からの勧告したプロセスを実施するというものである。かかるプロセスは、CCSBT-EC/1110/13 のセクション 11.2 に記載されており、この議題項目に注釈に記載した通報手段を規定している。

⁴ WCPFC、CCAMLR、IOTC 及び ITAAC において、ニュージーランド、オーストラリア、日本、日本及び台湾がそれぞれ（CCSBT からの）オブザーバーとして参加した。

⁵ これは、欧州海事水産委員会によって 2012 年 6 月 1 日に開催されたもので、15 の RFMO の議長及び/又は事務局長、欧州議会の議員、EU のメンバー国の漁業担当局長及び欧州委員会の職員が参加した。この会議の簡潔な報告書は、EU 代表、議長又は事務局長のうちのいずれかが紹介する。

13.2. CCAMLR との協力

2012年1月、CCAMLRはCCSBT宛に書簡を送付し、両機関間の了解覚書(MoU)の一刻も早い最終化に向けて両者は努力すべきであると考えていると通報し、そして、CCSBTのメンバーが早期にこの要請を検討するよう要請した。この議題項目において、メンバーはMoUについて検討・合意し、CCAMLRによる検討のためこれを同機関に提供できるようにする。

14. データ及び文書の機密性

14.1. 2012年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、会合報告書及びCCSBT19に関連する会合のために作成された文書を非公開にすべきかどうかについて決定するためのものである。⁶

15. その他の事項

15.1. 2013年の会合

以下に掲げる2013年の会合に関して、その日程、時期、期間及び内容を検討する必要がある。

生態学的関連種作業部会(ERSWG)

- ERSWGは、次回会合を2013年の拡大科学委員会会合と併せて開催し、会合期間を3日間乃至4日間とすべきと勧告している。

拡大科学委員会会合(ESC)

- ESCは、次回会合の期間に関する勧告を行う予定。2013年においては、資源評価とMP計算の両方が必要となるので、同年の会合は2012年の会合よりも長期間を要するかもしれず、また、ESC会合の前に技術的作業部会会合が必要になるかもしれない。

遵守委員会及び委員会年次会合

- 遵守委員会(CC)は、CC会合の期間に関する勧告を行う予定。

また、2013年に他の会合(例えば、戦略・漁業管理作業部会会合)を行う必要があるかどうかについて、その時期及び期間とともに検討する必要もある。

16. 閉会

16.1. CCSBT第20回委員会年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

16.2. 報告書の採択

16.3. 閉会

⁶ 拡大委員会が、報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT19に関連する会合の報告書は、CCSBT19後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者(若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー)が公表について制限することを要求しない限り、当該文書はCCSBT19後に公表される。